

国道161号 小松拡幅13工区 環境影響評価準備書
に対する滋賀県知事意見

国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容とすること。

(2) 本事業は、国道161号の改築事業として、高島市勝野から大津市北小松にかけて延長約4.3kmの4車線の道路を整備するものである。現道路で多発している交通事故等の課題を解消するとともに、周辺集落の生活環境や琵琶湖の生態系・自然環境等への影響に配慮するため、湖岸沿いの現道路を拡幅する当初計画から変更され、山側にバイパス道路を新たに設置するルートが設定されたことから、環境影響評価手続の対象となったものである。

新たにルートとなった事業予定地およびその周辺は、自然公園法(昭和32年法律第161号)の特別地域に含まれることから、土地の改変を最小限に抑え、動植物への影響や、構造物の設置に伴う景観への影響等を極力低減すること。

(3) 特に、事業予定地南側の高島市鶴川付近では、JR湖西線と交差する橋梁構造の道路が設置される計画であり、周辺の棚田景観への影響が大きいと考えられるため、道路構造や色彩等を十分検討し、その影響の低減に最大限努めること。

また、道路の整備により、周辺の動物・植物の生息・生育の場が分断される可能性があることから、生息・生育環境の連続性の確保についても十分配慮すること。

(4) 道路事業は、環境影響評価手続の後、実際に工事着手されるまで、相当の期間を要することが想定される。

このため、事業予定地およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果

や環境保全措置の内容を見直すこと。

その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、予測評価の見直しに当たっては、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。

- (5) 特に、事業予定地の周辺では、希少な動植物種の生息・生育が多数確認されており、必要に応じて、工事着手前に追加の現地調査を行うなど、自然環境の状況変化を十分に把握した上で、確認された動植物種の生態的特性に応じた予測評価や環境保全措置を行うこと。

2 個別的事項

(1) 動物・植物・生態系

動物について、予測評価の結果、希少な猛禽類であるミサゴは、繁殖障害が生じる可能性があるため、工事中の環境保全措置のほか、工事前から工事後の期間にわたり事後調査の実施が計画されている。

事後調査の結果、工事前に繁殖障害や営巣木の放棄等の著しい影響が生じる可能性がある場合や、工事中に著しい影響が認められた場合は、専門家の意見を聴きながら、これらの影響が十分に回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。

また、生息環境が保全されると評価された他の動物・植物についても、その生息域・生育範囲の一部が消失、分断されるため、準備書記載の環境保全措置に留まることなく、できる限り影響が回避または低減されるよう、追加の環境保全措置を講じること。

その際、小型哺乳類、爬虫類、両生類などは移動能力が低いことや、保全対象とする種の繁殖時期等についても配慮すること。

(2) 景観

事業予定地南側の高島市鷓川付近では、農林水産省の「つなぐ棚田遺産」に認定されている棚田が広がっている。準備書では、棚田景観への影響を予測評価するための眺望点として、琵琶湖側からの地点のみが選定されているため、山側からの眺望点を追加し予測評価すること。また、「つなぐ棚田遺産」であることを踏まえ、必要に応じて他の眺望点を追加し予測評価すること。

準備書で示された環境保全措置は、橋梁等のデザインや色彩等に配慮する抽象的な内容となっていることから、できる限り具体的な内容を示すこと。

また、具体的な環境保全措置の検討の際には、その時点における最新の技術・

知見の収集に努め、道路構造のみならず、防音壁、照明等についても検討を行うとともに、隣接する第14工区における保全対策との連続性についても配慮すること。

(3) 文化財

事業予定地のある高島地域は、鉄鉱石を使った製鉄が行われていた地域であり、工事実施時に遺跡地図には示されていない遺跡が発見される可能性がある。このため、埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係行政機関と相談し、適切な措置を講じること。

3 その他

- (1) 1(4)のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。
- (2) 棚田は、農業生産活動の場としての役割のほか、地域の景観を形成する役割、動物・植物の生息の場としての役割、洪水調整の役割など多面的な機能を有するものとされている。高島市鵜川付近には棚田が分布しているため、こうした機能の維持についても配慮するよう努めること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。